様式９

本人用

退院後支援について

　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　様

○退院後にあなたらしい生活を安心して送れるよう、入院中から、あなたの同意を得たうえで、行政機関が病院の職員と協力して退院後の支援の計画を作成します。

○退院後は、関係機関とともに、計画に基づいて地域での生活をサポートします。

○計画の期間は、原則として退院してから６ヶ月です。

○計画を作成する際には、病院の職員や行政機関の職員、その他の支援者等で会議を開催することがあります。

○支援に必要な情報については、支援関係者で共有することがあります。

退院後支援以外の目的には使用しません。

○退院後に転居される場合は、あなたの同意を得て転居先の行政機関に、作成した計画の内容や支援の経過をお知らせします。

○退院後支援の同意はいつでも取り消すことができます。

○退院後支援計画の作成にあたり、発生する費用は自己負担に含まれます。

お問い合わせ先

福岡市　区保健福祉センター（保健所）

健康課　　精神保健福祉係

担当者：

連絡先：（ＴＥＬ）

　　　 （ＦＡＸ）